

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下松市は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下松市長

公表日

令和7年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、納稅義務者のうち定額減税されないと見込まれる者に対し、定額減税補足給付金(不足額給付)を支給する。</p> <p>1. 初期調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのに、本来給付すべき所要額と、初期調整給付額との間で差額が生じた者について、その不足額分を1万円単位で切り上げて給付する。 2. 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者について、4万円(R6.1.1時点での国外居住者であった場合には3万円)を給付する。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 <p>【情報連携の概要】</p> <p>対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用して、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。また、支給対象者の団体内統合宛名番号から公金受取口座の照会を行う。</p>
③システムの名称	1 簡素な給付措置システム(ADWORLD) 2 団体内統合利用番号連携サーバー 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>【特定個人情報の提供】</p> <p>情報提供しない</p> <p>【特定個人情報の照会】</p> <ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号 別表表135の項行政手続における特+A16定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号に基づく主務省令第2条の表160の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表135の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和6年デジタル庁・総務省告示第7号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の提供】</p> <p>情報提供しない</p> <p>【特定個人情報の照会】</p> <ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号 別表表135の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号に基づく主務省令第2条の表160の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	下松市大手町3丁目3番3号 下松市 健康福祉部 地域福祉課 物価高騰給付金担当 電話 0833-45-1833 メール chiikfukushi@city.kudamatsu.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	下松市大手町3丁目3番3号 下松市 健康福祉部 地域福祉課 物価高騰給付金担当 電話 0833-45-1833 メール chiikfukushi@city.kudamatsu.lg.jp
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	主担当と副担当の複数人で確認作業を行っており、適切に事務作業が行われている。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	外部と分離されたサーバにより情報管理されており、漏えい・滅失・毀損のリスクは低い。 給付金システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定	

変更箇所